

「救急安心センターおおさか救急医療相談等業務委託 長期継続」にかかる質問回答について

番号	質問内容	回答
1	<p>仕様書 P7 の（4 提出書類（2）イ）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（当局が想定する入電件数に対して、各時間帯で応答率 90%以上（目標値）を達成できるよう、必要な人員を配置すること）と記載されているが、各時間帯とは 1 時間ごとの区分を示すものとの認識でよいか？ <p>また、目標値を達成できない場合には、何かペナルティがあるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各時間帯の認識については、お見込みのとおりです。なお、目標値については努力目標ですので、90%未満とならないように適正な人員を配置させてください。
2	<p>仕様書 P7 の（4 提出書類（2）イ）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表 5 から 8 の参考シフトについては、受注者を拘束するものではないとの認識でよいか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 5 から別紙 8 については、必要な人員を検討するための参考資料であり、受注者を拘束するものではありません。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金の対象になる案件という理解で良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金について、同等種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて過去 2 年の間に誠実に実行したと認められる場合、実績調書の提出にて、免除されること事だが、5 年契約の 2 年目の場合はその対象となるか。 <p>また、種類及び規模をほぼ同じくとあるが、規模＝金額という理解で良いか。</p> <p>その場合、当案件の 3 年通算金額を 1 年ごとにした金額にて同等として良いか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金免除にかかる F A Q をご参照ください。 (https://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/hosyoukin-menjo3103.pdf)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金の納付時期はいつになるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札決定後、契約締結時までには納付が必要です。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金の返還条項についてはどのようになるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金免除にかかる F A Q をご参照ください。 (https://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/hosyoukin-menjo3103.pdf)

7	<p>・業務委託料の請求とその支払い時期はどのようになるか。</p>	<p>・受注者は業務を完了し、検査に合格したときは発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができます。また、業務を完了し検査に合格した部分に相応する業務委託料相当額について月1回を超えない範囲で請求することもできます。</p> <p>上記請求に基づく支払いについては、請求を受けた日から30日以内に支払います。</p>
8	<p>・仕様書に記載のある「保健師助産師看護師法第8条」に定める看護師を本業務に従事させる場合は、監督職員と十分に調整を図ること。とは、具体的にどういう事か。</p>	<p>・各資格者の配置人員数に係る調整を想定していません。</p>
9	<p>医師検索用として、ノートPCを準備するように仕様にあるが、貸与品とは別に用意が必要なのか。そのノートPCの用途は、医師が離席時に検索できるようものという理解で良いか。</p>	<p>・貸与品以外で、情報検索や書類作成などでノートパソコンが必要となる場合は受注者で用意していただきます。必要のない場合は用意していただく必要はありません。</p> <p>なお、当局が想定するノートパソコンの用途は、仕様書記載のとおり、医師による医療機関や中毒情報等の検索のほか、データ管理や文書作成に使用することを想定しております。</p>
10	<p>第2章 4 提出書類 (3) 勤務者資格確認報告書(様式3)につきまして、前月に提出した報告書の予定人員と当月の実績人員に変更があった場合、再提出の必要はありますでしょうか。</p>	<p>・変更があれば、その都度提出していただきます。</p>